

東京都市計画防災街区整備地区計画 羽田地区防災街区整備地区計画（大田区決定）  
原案について 【説明資料】

<p>1 趣旨及び経緯</p>	<p>当地区は、「大田区都市計画マスタープラン」において防災性に配慮した市街地環境の改善が求められる地区として、重点課題の地区に位置付けられている。また、羽田三～六丁目は「東京都防災都市づくり推進計画」において整備地域に位置付けられている。さらに、羽田二丁目、三丁目、六丁目は同計画において重点整備地域に、また「東京都木密地域不燃化 10 年プロジェクト」において不燃化特区に指定されている。</p> <p>これらを踏まえ、木造住宅密集地域の防災性向上、防災上有効な幅員を確保する重点整備路線の整備、避難路の安全性の強化などの総合的な防災関連事業の展開を図る。道路等の基盤整備と建築物の不燃化を促進するとともに、無秩序な市街化を防止し、生け垣等による緑化の促進を図り、災害に強く、安心して住み続けられる良好な街並みの快適な市街地を形成していく。</p> <p>当地区計画の原案を作成するにあたっては、都市計画法第 16 条及び地域力を生かした大田区まちづくり条例第 17 条に基づき、地域住民に対する説明会を行うとともに、縦覧及び意見書の受付を行った。</p>	<p>○根拠法令 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年 5 月 9 日法律第 49 号） 第 32 条 （防災街区整備地区計画）</p>
<p>2 位 置</p>	<p>大田区南東部に位置し、北側は環状八号線（幅員 30m）、西側は放射 17 号線（幅員 32.5m～53m）、東側は海老取川、南側は多摩川に囲まれた、6 町丁目からなる東京国際空港に隣接した地区である。</p>	
<p>3 都市計画の内容</p>	<p>位 置：大田区羽田一丁目、羽田二丁目、羽田三丁目、羽田四丁目、羽田五丁目及び羽田六丁目各地面積：約 73.8ha</p> <p>建築物等：①建築物の構造に関する防火上必要な制限に関する ②建築物の間口率の最低限度</p> <p>事項：③建築物等の高さの最低限度 ④建築物等の用途の制限 ⑤建築物の敷地面積の最低限度 ⑥壁面の位置の制限 ⑦壁面後退区域における工作物の設置の制限 ⑧建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ⑨垣又はさくの構造の制限</p>	
<p>4 説明会の概要</p>	<p>【説明会】</p> <p>第 1 回：平成 30 年 10 月 13 日（土）午前 10 時 30 分 参加者 31 名</p> <p>第 2 回：平成 30 年 10 月 17 日（水）午後 7 時 参加者 28 名</p> <p>場 所：羽田小学校 2 階ランチルーム</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・このところ災害が相次いでいるので、早めにやってほしい。</li> <li>・壁面後退に関しては、道路整備と密接であり、丁寧な説明をお願いしたい。</li> <li>・地区計画の目標に記載してあるバス通りの無電柱化、公園の拡張も随時進めてほしい。</li> </ul>	

<p>5 公告・縦覧</p>	<p><b>【公告】</b>平成30年10月15日（月）</p> <p><b>【縦覧】</b>  期 間：平成30年10月15日（月）～10月29日（月）  場 所：大田区まちづくり推進部防災まちづくり課  羽田特別出張所</p> <p><b>【意見書の提出】</b>  受付期間：平成30年10月15日（月）～11月5日（月）  意見書数：7通（賛成：7通 反対：0通）</p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何年にもわたり皆で議論・検討した結果がこの原案となっているのであるから、引き続き進めてほしい。</li> <li>・羽田三・六丁目は、木造家屋が密集しており、地震による火災の不安があるため、早急に実現してほしい。</li> <li>・現在、重点整備路線沿道で、後退することなく建替えが進んでいる所があると思う。建築確認時の対応を考えてほしい。</li> <li>・建替えにあたって助成金を出してもらいたい。（バス通り沿道の地権者）</li> </ul>	
----------------	--	--